第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　法定機能の内容等（第四条・第五条）	第二章　機能（第四条・第五条）
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
第五章　接続料設定（第十四条―第十八条の三）	第五章　接続料設定（第十四条―第十八条）
第六章　その他の接続料（第十八条の四）	第六章　通信量等の記録（第十九条）
第七章　通信量等の記録（第十九条）	第七章　再計算（第二十条・第二十一条）
第八章　再計算（第二十条・第二十一条）	
附則	附則
第一章　総則	**第一章**　［同上］
（目的）	（目的）
第一条　この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に関して、法定機能の内容等、法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に関する事項その他の必要な事項を定め、もって接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。	**第一条**　この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号ロの機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。
（用語）	（用語）
第二条　この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。	**第二条**　この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	２　［同上］
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　法定機能　法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能をいう。	［新設］
十五　特別法定機能　第四条の表一の項の総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能をいう。	［新設］
十六　一般法定機能　特別法定機能以外の法定機能をいう。	
（遵守義務）	（遵守義務）
第三条　事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。	**第三条**　事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。